
AMT/NEWSLETTER

Competition

2025 年 10 月 31 日

COMPETITION NEWSLETTER(2025/10)

Contents

- I. 取適法の下位法令及び運用基準に関するパブリックコメントへの回答の公表
 - 1. はじめに
 - 2. 主要な公表内容について
 - 3. おわりに
- II. ハーレーダビッドソンジャパンに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について
 - 1. はじめに
 - 2. 本件の概要
 - 3. 解説
 - 4. おわりに
- III. 2025 年 7 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News（受賞歴）

I. 取適法の下位法令及び運用基準に関するパブリックコメントへの回答の公表

弁護士 原 悦子 / 弁護士 西向 美由

1. はじめに

2025 年 10 月 1 日、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「取適法」という。)に関する下位法令及び運用基準の成案が公表された¹。また、上記の下位法令及び運用基準に関して同年 7 月 16 日から実施されていたパブリックコメントに寄せられた質問について、[意見の概要及びそれに対する考え方](#)(以下「パブリックコメントへの回答」という。)も示された。公表された下位法令及び運用基準は以下のとおりであり、取適法と同様に、2026 年 1 月 1 日より施行される。

¹ 公正取引委員会「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」等の整備について(2025 年 10 月 1 日公表)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toriteki.html

以下では、パブリックコメントへの回答及び運用基準の成文により明らかとなった点のうち、実務上への影響の観点から特筆すべき点について概説する。

1. [製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則](#)
2. [製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則](#)
3. [製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則](#)
4. [製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準](#)（以下「運用基準」という。）
5. [公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則](#)
6. [特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方](#)

2. 主要な公表内容について

(1) 従業員基準の基準時の明確化

取適法によって新たに導入された従業員基準について、従業員数をいつの時点で判断するか(基準時)に関する意見及び質問が多数寄せられていた。この点、パブリックコメントへの回答 No.2 及び No.21 等において、従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断され、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、取適法の適用対象になるとの考え方が示された。また、パブリックコメントへの回答 No.75 等によれば、製造委託等をした時点において、「常時使用する従業員の数」が従業員基準を満たしていない場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、引き続き取適法は適用されないとのことである。

なお、運用基準において「常時使用する従業員の数」の定義が明記されるとともに、その算定方法は、事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法 108 条及び 109 条、労働基準法施行規則 55 条及び様式 20 号等)の数によることとされているところ(運用基準第 2 の 2(2))、「常時使用する従業員」の正確な数が賃金台帳に反映されるまでには一定のタイムラグが生じる可能性がある。この点、パブリックコメントへの回答 No.7 等によれば、前々月(N-2 月)中に賃金が支払われた対象労働者(以下「前々月賃金支払労働者」という。)について前月(N-1 月)の末日までに賃金台帳が調製されてその数が把握可能となっているときは、賃金台帳上の当該前々月賃金支払労働者の数をもって、当月(N 月)中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」とするものと取り扱うとのことである。

(2) 従業員数の確認義務

パブリックコメントにおいて、「常時使用する従業員の数」の確認方法や頻度についての質問が多く寄せられている。この点、パブリックコメントへの回答 No.38 等によれば、委託事業者は、取引の相手方の賃金台帳の閲覧や写しを取得することは必須ではないとのことである。

もっとも、委託事業者としては、製造委託等を行う際に、何らかの形で取引の相手方が中小受託事業者該当するかを確認しておく必要があるものと考えられるところ、パブリックコメントへの回答 No.14 等においては、特に「常時使用する従業員の数」の変動の多い受注者や、「常時使用する従業員の数」が従業員基準付近の受注者に製造委託等をするに当たっては、「常時使用する従業員の数」を確認するために、書面又は電子メール等の電磁的方法等の記録に残る方法をとることが望ましく、例えば、発注における見積依頼書にチェックボックスを設ける方法等が提示されている。

なお、中小受託事業者から従業員数を確認する場合には、中小受託事業者から取得した情報の正確性について懸念が生じるが、パブリックコメントへの回答 No.15 等により、取引先による情報に基づいて取適法の適用がないとの誤認が生

じた場合には執行面において一定の配慮が行われることが明らかとなった。すなわち、取引先から「常時使用する従業員の数」について事実と異なる回答を得たことにより取適法の適用がないものと誤認し、委託事業者が取適法に違反することとなった場合であっても、違反行為については、必要に応じて指導及び助言を行うことがあるものの、直ちに勧告を行うものではないとの方針が示された。

(3)着荷主側の要請による荷役・荷待ち等

特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させた場合、不当な経済上の利益の提供要請(取適法 5 条 2 項 2 号)として問題となる場合がある。この運送の役務以外の役務は、委託事業者が指示して行わせる場合のほか、着荷主からの要請によって委託事業者の預かり知らぬところで行われる可能性もある。

この点、パブリックコメントへの回答 No.156 等によれば、着荷主側の要請により中小受託事業者が当初の委託内容にはない荷役又は荷待ちを余儀なくされた場合であっても、取引の実態に照らして、委託事業者が経済上の利益を「提供させ」、又は給付の内容を「変更させ」たといえる場合には、取適法上問題となる(すなわち委託事業者が取適法違反となる)可能性があるとの考え方が示された。委託事業者が取適法に違反しないためには、委託事業者が、「中小受託事業者との間で、着荷主が中小受託事業者に対して荷役等の要請をした場合に中小受託事業者から提供されるべき役務があるときはその内容及びその対価を十分に協議し、あらかじめ取り決めておくことが望ましい」とのことである。もっとも、着荷主からの要請内容が事前に予測できない場合も想定されるため、委託事業者としては、着荷主との確認をあらかじめ行うなどの調整も必要になるとと思われる。

(4)支払遅延

運用基準によれば、「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」(取適法 5 条 1 項 2 号)とは、「金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段」をいうとされており、その例として、①一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日(いわゆる満期日・決済日等)が代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるものや、②一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるものが挙げられている(運用基準第 4 の 2(5))。

また、パブリックコメントへの回答 No.252 等により、製造委託等代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権であつて「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」を用いた場合は、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」は、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱われ、支払遅延に該当するとの考え方が明確に示された。

このような運用方針のもとでは、満期日・決済日を代金の支払期日より後に設定した電子記録債権等を支払手段として用いることは支払遅延となる可能性が高いため、これまで満期日・決済日を代金の支払期日より後に設定していた委託事業者は、支払条件や決済手段の運用を見直す必要があるものと思われる。

3. おわりに

今回公表されたパブリックコメントへの回答及び運用基準の成文の公表によって、これまで明確になっていなかった取適法の運用方針が一定程度明らかにされた。また、その他の下位法令についても、給付内容の明示方法や明示すべき内容を定める規則、保存が義務づけられる取引書類の内容等を定める規則の改正案が成案となり、制度としての枠組みが整ったといえる。来年の取適法の施行まで残された期間は多くはないため、委託事業者としては、今回の公表により明らかとなった運用方針等も踏まえ、さらなる体制整備を進めていく必要がある。なお、今後、公正取引委員会及び中小

企業庁の下請取引適正化推進講習会のテキストの改訂版が公表される予定であるため、当該テキストの中で示される解釈等も注視していく必要がある。

Ⅱ. ハーレーダビッドソンジャパンに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

弁護士 山田 篤/ 弁護士 中林 憲一

1. はじめに

2025 年 9 月 18 日、公正取引委員会(以下「公取委」という。))は、ハーレーダビッドソンジャパン株式会社(以下「ハーレーダビッドソンジャパン」という。))に対し、独占禁止法 19 条(同法 2 条 9 項 5 号(優越的地位の濫用))に違反したとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った²。本件は、約 11 年ぶりに優越的地位の濫用に対して排除措置命令・課徴金納付命令が行われた事案であり、注目に値する。そこで、本稿では、本件の概要を紹介した上で、優越的地位の濫用の要件や事件の処理手続を概観し、近時の類似事例との比較を行うこととしたい。

2. 本件の概要

ハーレーダビッドソンジャパンは、ハーレーダビッドソンブランドのバイク等(以下「HD 商品」という。))を、自社とディーラー契約を締結するディーラーに対して販売している。ディーラーは、ハーレーダビッドソンジャパンから買い取った HD 商品を販売拠点において顧客に販売している。

以下の事情から、ディーラー³にとっては、ハーレーダビッドソンジャパンとの取引を継続することができなくなれば事業経営上大きな支障を来すこととなり、ディーラーは、ハーレーダビッドソンジャパンからの著しく不利益な要請を受け入れざるを得ないような立場にあったと認められた。

- 2023 年及び 2024 年において、日本での HD 車両の新規登録台数は、日本の輸入小型自動二輪車の新規登録台数の中で最も多かった⁴。
- ディーラーは、販売拠点の設備等に対し多額の投資を行っていた。
- ディーラーの総売上高に占める HD 商品の売上高の割合が高かった。
- ディーラーにとって、ハーレーダビッドソンジャパン以外の事業者との取引を開始又は拡大することにより、これまでの売上高を確保することは困難であった。

次に、ハーレーダビッドソンジャパンは、遅くとも 2023 年 1 月 31 日以降、ディーラーに対して、以下のとおり、RSO(HD 車両の年間販売目標台数)を一方的に決めた上で、RSO に従って事業活動を行うことを余儀なくさせていたと認められた。

- ハーレーダビッドソンジャパンは、RSO の算定根拠等をディーラーに十分に説明せず、協議もほとんど行わずに、RSO を記載した合意書を提出させていた。
- 2023 年及び 2024 年の RSO は、前年の販売実績の約 130%及び約 138%と設定され、顧客への販売で達成することは困難な目標であるとディーラーは認識していた。

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250918_daini.html

³ ディーラーのうち、ハーレーダビッドソンジャパンの取引上の地位が優越していた者であると排除措置命令書及び課徴金納付命令書において公正取引委員会が認定し、同命令書別表記載の者を指す。排除措置命令書では「特定ディーラー」と定義されているが、以下、本文では単に「ディーラー」と記載する。

⁴ 日本自動車輸入組合の統計(<https://www.jaia-jp.org/ja/stats/stats-small-mc-ja/>)によれば、2023 年及び 2024 年の輸入小型自動二輪車の新規登録台数に占める HD 車両の割合は、それぞれ 36.8%及び 33.3%である。

- RSO の達成率が悪いディーラーは、報酬金の支払いの留保・取消しの対象となり、また、ディーラー契約の更新拒絶等の可能性もあったため、ディーラーは、RSO の達成率を上げる必要があると認識していた。
- ハーレーダビッドソンジャパンは、日頃から、ディーラーに対し、RSO の達成率を上げるように強く要請していた。
- ディーラーは、RSO の達成率を上げるために、自社登録(HD 車両について、実際の売上又はその見込みが存在しないにもかかわらず、ディーラーが自ら又はその従業員等を名義人として登録すること)を行わざるを得ず、2023 年及び 2024 年における販売実績に占める自社登録の割合は約 29%及び 34%だった。自社登録を行った HD 車両は新車価格で販売することができず、仕入価格を下回る販売価格となる場合もあった。

以上より、公取委は、ハーレーダビッドソンジャパンが、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引を実施していたとして、優越的地位の濫用に当たると判断した。

その上で、公取委は、ハーレーダビッドソンジャパンに対し、違反行為の取りやめの確認、同様の違反行為の禁止、その旨のディーラーへの通知及び自社従業員への周知徹底、独占禁止法遵守についての役員及び従業員への周知徹底や定期研修及び第三者による定期的な監査等を命じる排除措置命令を行った。また、公取委は、ハーレーダビッドソンジャパンに対し、2 億 1147 万円の課徴金納付命令を行った。

なお、本稿執筆時点において、これらの命令に対する取消訴訟の出訴期間は経過していない。

3. 解説

(1) 優越的地位の濫用の要件

優越的地位の濫用の要件は、①行為者の取引上の地位が相手方に優越していること(優越的地位)、②取引の相手方に対して独占禁止法 2 条 9 項 5 号所定の不利益行為をすること、③②が①を利用して行われていること(因果関係)、④②の行為が正常な商慣習に照らして不当に行われていること(公正競争阻害性)である。これらの要件のうち、主に問題となる①と②について以下で述べる。

まず、①の優越的地位について、「行為者が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位にあれば足りるものと解され、また、優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、行為者が相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合をいう⁵とされている。また、その判断においては、「①行為者の市場における地位、②当該取引の相手方の行為者に対する取引依存度、③当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的な事実(行為者との取引額、行為者の今後の成長可能性、取引の対象となる商品・役務を取り扱うことの重要性、事業規模の相違等)を総合的に考慮する」とされている⁶。本件において、公取委は、前記2のとおり、HD 車両の市場における地位が高いこと、ディーラーがハーレーダビッドソンジャパンに依存していること、ディーラーにとって取引先変更が困難であること等を踏まえて、①の優越的地位が認められるとした。

次に、②の不利益行為として、独占禁止法 2 条 9 項 5 号イ・ロ・ハでは、様々な行為類型(購入強制、受領拒否、返品等)が例示されており、同号ハの「取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること」が不利益行為を広くカバーする一般条項として機能している。不利益行為の有無は、主に、取引の相手方にとってあらかじめ計算できない不利益を与えることとなるか、取引の相手方に対して合理的範囲を超える不利益となる

⁵ 東京高判令和 5(2023)年 5 月 26 日(ダイレックス事件)。同判決は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(公取委・2010 年 11 月 30 日)(https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetikutichii.pdf、以下「優越ガイドライン」という。)第 2 の 1 を参照している。

⁶ 東京高判令和 5 年 5 月 26 日(ダイレックス事件)。優越ガイドライン第 2 の 2 も同旨。

取引を課すこととなるか、という 2 つの視点から検討される⁷。公取委は、前記2のとおり、ディーラーに対して自社登録を行わざるを得ないような過大な RSO を一方的に課し、それに従わせていたことをもって、②の不利益行為が認められるとした。ディーラーは多数の不要な HD 車両の購入を一方的に強いられ、その売却時には中古車価格として販売せざるを得ず、損失を被るおそれがあったことから、合理的範囲を超える不利益となる取引を課していたと評価したものと考えられる。

(2)事件の処理手続

優越的地位の濫用の処理手続としては、①排除措置命令・課徴金納付命令、②確約手続、③警告及び④注意がある。以下では、主に①と②について述べる。

まず、①について、排除措置命令は、公取委が独占禁止法違反行為を認定した場合に、その行為を排除するために必要な措置を命ずるものであり(独占禁止法 7 条)、前記2の内容が措置内容の典型例である。また、課徴金納付命令は、公取委が独占禁止法違反行為を認定した場合に、課徴金の納付を命ずるものであり、優越的地位の濫用に対する課徴金は、2009 年の法改正で導入された。優越的地位の濫用に対する課徴金は、違反行為期間における売上額・購入額の 1%と定められており、違反行為の相手方ごとに算定することとなる(独占禁止法 20 条の 6)。

次に、②確約手続は、独占禁止法違反の疑いがある行為について、競争上の問題をより早期に是正するため、公取委と事業者との間の合意によって自主的に解決する手続であり、2016 年の法改正で導入された。確約手続の流れとしては、公取委が違反被疑行為について確約手続に付すのが適当であると判断するとき、違反被疑行為者に対して確約手続通知を行い(独占禁止法 48 条の 2・48 条の 6)、それに対して、違反被疑行為者は、当該通知の日から 60 日以内に、違反被疑行為を排除するための措置を策定した上で、確約認定申請を行う(独占禁止法 48 条の 3 第 1 項・48 条の 7 第 1 項)。公取委は、措置内容の十分性及び措置実施の確実性について、要件を満たすと判断した場合、当該措置に関する確約計画を認定し(独占禁止法 48 条の 3 第 3 項・48 条の 7 第 3 項)、その結果、排除措置命令や課徴金納付命令は行われなくなる(独占禁止法 48 条の 4・48 条の 8)。措置の例としては、違反被疑行為の取りやめの確認、取引先等への周知、コンプライアンス体制の整備等が挙げられ、排除措置命令の措置内容と類似するものも多い。しかし、公取委が確約計画の認定をすることは、独占禁止法違反を認定するものではなく、違反認定を行う排除措置命令や課徴金納付命令とは異なる。また、公取委はこれまで排除措置命令では取引先等に提供させた金銭的価値の回復を命じていないのに対し、確約手続ではこのような金銭的価値の回復が有益であるとしており⁸、後記(3)の表中の BMW 事件を除く各確約案件では、金銭的価値の回復が措置内容に含まれている。

なお、③警告及び④注意については簡単に触れるに留めるが、「警告」は、違反行為が認定できないものの、そのおそれがある場合に、当該行為を取りやめること等を指示することであり、公取委による公表の対象となるのに対し、「注意」は、違反行為のおそれが認定できないものの、将来的に違反行為につながるおそれがある場合に、その旨を行為者に伝えることであり、原則として公取委による公表の対象とならない⁹。

(3)近時の類似事例との比較

2009 年の法改正で優越的地位の濫用に対して課徴金が導入されて以降、排除措置命令・課徴金納付命令及び確約手続の対象となった優越的地位の濫用事件は下表のとおりである。課徴金導入後の 5 件はいずれも審判や裁判で長期争われた(一部は現在も訴訟係属中)。その後、確約手続が導入されるまでは優越的地位の濫用に対して命令が行われず、確約手続が導入された後は専ら確約手続が選択されていた。優越的地位の濫用に対して命令を行うには、多数に上る取引の相手方ごとに違反認定をしなければならず、その負担が大きいことが、このような処理手続の選択の背景にあると

⁷ 白石忠志『独占禁止法(第 4 版)』487-488 頁(有斐閣、2023)。優越ガイドライン第 4 においてもこれら 2 つの視点が随所に示されている。

⁸ 「確約手続に関する対応方針」(公取委・2018 年 9 月 26 日)6(3)イ(力)
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokukijun/kakuyaku_files/210519kakuyakutaiouhoushin.pdf

⁹ 菅久修一編著『独占禁止法(第 5 版)』(商事法務、2024)255-257 頁〔品川武〕

も思われる。しかし、このような中で、本件では、約 11 年ぶりに排除措置命令・課徴金納付命令が行われた。

【表】 2009 年の法改正以降の優越的地位の濫用事件(命令又は確約のみ)

	行為者	命令・確約の違い	命令日・確約認定日
1	山陽マルナカ	排除措置命令・課徴金納付命令	2011 年 6 月 22 日
2	日本トイザらス	排除措置命令・課徴金納付命令	2011 年 12 月 13 日
3	エディオン	排除措置命令・課徴金納付命令	2012 年 2 月 16 日
4	ラルズ	排除措置命令・課徴金納付命令	2013 年 7 月 3 日
5	ダイレックス	排除措置命令・課徴金納付命令	2014 年 6 月 5 日
6	ゲンキー	確約手続	2020 年 8 月 5 日
7	アマゾンジャパン	確約手続	2020 年 9 月 10 日
8	ビー・エム・ダブリュー(BMW)	確約手続	2021 年 3 月 12 日
9	ダイコク	確約手続	2023 年 4 月 6 日
10	東京インテリア家具	確約手続	2024 年 1 月 25 日
11	橋本総業 ¹⁰	確約手続	2024 年 12 月 12 日
12	ニシムタ	確約手続	2025 年 9 月 5 日
13	ハーレーダビッドソンジャパン	排除措置命令・課徴金納付命令	2025 年 9 月 18 日

上表のうち、BMW 事件¹¹では、BMW は、ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、販売計画台数を達成させるために、新車をディーラー名義で新規登録することを要請していた。ディーラーに対して過大なノルマを一方向的に課し、ディーラーは自らにとって不利益となる自社登録を強いられていたという構図は、本件と BMW 事件で共通している。それにもかかわらず、BMW 事件は確約手続で処理されたのに対し、本件では排除措置命令・課徴金納付命令が行われており、両者で結論に大きな違いがある。なぜこのような違いが生じたのだろうか。本件において公取委が確約手続ではなく命令を選択した理由は、本稿執筆時点では明らかでない。しかし、BMW 事件で確約手続を選択した理由として、担当官解説は、①命令を行うには、個々のディーラーに与えた不利益の評価等について更に調査する必要がある、その調査のために多くの時間を要すると見込まれたこと、②違反行為の再発防止のためには、取引実態を踏まえた措置が必要であるところ、公取委が措置を検討して命じるよりも、BMW が提示した措置案の内容を検討して適切な措置を認定する方が効率的であったことを挙げている¹²。また、公取委幹部は、本件や BMW 事件に関する発言ではないものの、不公正な取引方法等の処理手続の選択について、「委員会としても、違反行為が認定できる場合には排除措置命令をきちんと出していくという方向性ですし、単独行為などでは事案によっては訴訟が見込まれる場合もあり得ますが、委員会として立証できていると判断した場合には仮に訴訟になることが想定されていたとしても適切に排除措置命令を出し、裁判所においてきちんと判断を求めていくという姿勢だと思います。」と述べている¹³。これらを踏まえると、本件では、個々のディーラーに対する不利益の評価も含め、優越的地位の濫用を認定できるだけの十分な証拠を迅速に揃えることができたということなのかもしれない¹⁴。また、確約手続導入後は、優越的地位の濫用に限らず、単独行為事件において確約手続が選択され

¹⁰ 橋本総業事件は物流特殊指定(「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法」)の事案だが、物流特殊指定は荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために定められたものであることから、本表に含めることとした。

¹¹ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210312.html>

¹² 大澤一之ほか「ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について」公正取引 849 号(2021)90 頁

¹³ 川濱昇ほか「座談会 最近の独占禁止法違反事件をめぐって」公正取引 899 号(2025)7 頁〔大胡勝発言〕

¹⁴ また、本件において不利益行為を受けたディーラーの数は 38 社であるのに対し(「ハーレー日本法人に 2 億 1000 万円課徴金命令 販売店に不当ノルマ」日本経済新聞電子版 2025 年 9 月 18 日)、BMW 事件において自社登録を行ったディーラーは少なくとも 40

る傾向にあったが、現在はこの傾向が必ずしも当てはまらず、排除措置命令・課徴金納付命令が行われる可能性も十分に考えられる。

4. おわりに

本件は、優越的地位の濫用であっても、確約手続や警告で処理されず、排除措置命令・課徴金納付命令が行われるリスクがあることを再確認させる事案であるといえる。特に、優越的地位の濫用は、他の不公正な取引方法とは異なり、1回の違反行為で直ちに課徴金納付命令の対象となる点に留意すべきである。また、本件を踏まえると、業界を問わず、例えば、代理店を通じたビジネスを行う事業者の立場からは、代理店に対してノルマを設定する場合であっても、合理的な根拠を基にノルマ案を策定し、十分に協議を行った上で代理店と合意すること、ノルマ達成のために代理店が一方的に不利益を被るような対応を要請しないようにすること、といった点に注意すべきであると考えられる。

以上

社程度であるとされている(大澤ほか・前掲注(11)40頁)。公表情報では、BMWの方がハーレーダビッドソンジャパンよりもディーラーの店舗数が数倍程度多いので、ディーラー総数に占める不利益行為を受けたディーラーの割合は本件の方がBMW事件よりも大きく、この点も処理手続の選択に影響した可能性は考えられる。

Ⅲ. 2025 年 7 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025 年 7 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 下請法改正で企業対応が変わること、変わらないこと
2025 年 8 月(著:[原 悦子](#)、[臼杵 善治](#)、[西向 美由](#)、[橋本 康](#)) 第一法規株式会社
- ◆ <特集>独占禁止法における社会公共目的の現代的地平 グリーンガイドラインの意義と役割-実務的視点からの検討-
2025 年 8 月(著:[矢上 浄子](#)) 有斐閣
- ◆ 企業結合事例解説 株式会社クボタによる日本鋳鉄管株式会社の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果について
2025 年 8 月(著:[中林 憲一](#)) 公益財団法人公正取引協会
- ◆ 優越的地位濫用規制の現在地と新展開 -- デジタル時代の搾取規制
2025 年 8 月(著:[原 悦子](#)) 有斐閣
- ◆ Doing Business In... 2025 - Law & Practice
2025 年 7 月(著:[原 悦子](#)、[上田 潤一](#)、[後藤 未来](#)、[下尾 裕](#)、[白根 信人](#)、[早瀬 孝広](#)) Chambers and Partners
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

IV. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ asialaw 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Lexology Index: Japan 2025

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2026 Edition)

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒](#)
[五](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 山田 篤 (atsushi.yamada@amt-law.com)
弁護士 原 悦子 (etsuko.hara@amt-law.com)
弁護士 西向 美由 (miyu.nishimukai@amt-law.com)
弁護士 中林 憲一 (kenichi.nakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。